

議案第40号

財産の取得について

上記議案を提出します。

令和7年6月3日

長与町長 吉田慎一

提案理由

長与町立小中学校学習者用端末を購入するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 長与町立小学校中学校用GIGA端末（iPad）及び周辺機器等 3,900台
- 2 取得金額 217,503,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
19,773,000円)
- 3 取得の相手方 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 松尾 隆宏
- 4 取得の方法 一般競争入札

物品売買契約書

1 名 称 7学備第1号

長与町立小中学校学習者用端末の調達

2 名称、規格、数量 長与町立小学校中学校用 GIGA 端末 (iPad) 及び周辺機器等 3, 900 台

3 契 約 金 額 217, 503, 000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 19, 773, 000 円)

4 納 入 先 長与町立小中学校 8 校

5 納 入 期 限 令和 8 年 3 月 13 日

6 契 約 保 証 金 免除

上記物品の売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

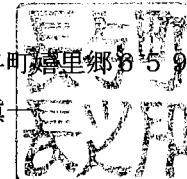
本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条に規定する契約に該当することから、一旦仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たとき、改めて本契約を締結する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

仮契約日 令和 7 年 5 月 15 日

本契約日 令和 7 年 月 日

発注者 長崎県西彼杵郡長与町嬉野郷 59 番地 1
長与町長 吉田 慎



受注者 長崎市長与町嬉野郷 5 番地 5
扇精光（ササキ）ヨシヨンズ
代表取締役 佐尾 隆（サオカツル）

